

長浜教区公用車費会計規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教区が保有する公用車（以下「車両」という。）の管理・運用に係る経費の収支を明確にすることを目的とし、教区に長浜教区公用車費会計（以下「会計」という。）を設置する。

(収入及び支出)

第2条 この会計の収入は、教区事業費会計からの回付金等をもって収入とし、車両購入費（リース料を含む）及び車両費（自動車税・自動車保険料・自動車継続検査費等）並びに車両維持に要する経費をもって支出とする。

(経理)

第3条 この会計は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

附 則

- 1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2021年8月2日）から施行する。
- 2 この規程施行の際、従前の長浜教区伝道車費会計は、この規程による会計とみなす。